

# 難民等の保護に関する法律案要綱

## 第一 総則

### 一 目的

この法律は、難民等の認定及びその在留資格に係る許可等、難民等及び難民等の認定の申請者に対する生活上の支援に関する施策等について定めることにより、これらの者の権利利益（条約又は確立された国際法規に基づくものその他国際連合難民高等弁務官事務所その他の国際機関により保護すべき権利利益とされているものを含む。第二の三の2及び第三の二において同じ。）の保護を図り、もつて難民等に関する問題を解決するための国際社会の取組に寄与することを目的とすること。（第一条関係）

### 二 定義

1 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによること。

- (1) 外国人 日本の国籍を有しない者
- (2) 難民等 条約難民、補完的保護対象者及び無国籍者
- (3) 条約難民 国際連合難民高等弁務官事務所その他の国際機関の見解を踏まえ、難民の地位に関する

る条約（以下「難民条約」という。）第一条の規定又は難民の地位に関する議定書第一条の規定により難民条約の適用を受ける難民として難民等保護委員会規則で定めるもの

(4) 補完的保護対象者 次に掲げる者（条約難民を除く。）

① 出入国管理法（以下「入管法」という。）第五十三条第三項各号に掲げる国から本邦に入った者

② 國際連合、國際連合難民高等弁務官事務所その他の國際機關の見解を踏まえ、送還されること

によりその生命、身体、身体の自由又はその他難民条約第一条A(2)若しくは市民的及び政治的権利に関する國際規約第七条の規定により保護された権利利益を害されるおそれのある領域から本邦に入った者であつて保護されるべきものとして難民等保護委員会規則で定めるもの

③ 國際連合、國際連合難民高等弁務官事務所その他の國際機關の見解を踏まえ、難民条約第一条A(2)に規定する理由に準ずる理由又は戦争、内乱、暴動、大規模な人権侵害若しくは公の秩序を著しく乱すその他の事情によりその生命、身体、身体の自由又はその他難民条約第一条A(2)若しくは市民的及び政治的権利に関する國際規約第七条の規定により保護された権利利益を害される

おそれのある領域から本邦に入った者であつて保護されるべきものとして難民等保護委員会規則で定めるもの

(5) 無国籍者 国際連合難民高等弁務官事務所その他の国際機関の見解を踏まえ、いづれの国によつてもその法令の運用において国民と認められていない者であつて保護されるべきものとして難民等保護委員会規則で定めるもの

2 1の(3)並びに1の(4)の②及び③の難民等保護委員会規則を定めるに当たつては、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律の趣旨を踏まえ、北朝鮮から本邦に入った者であつて人道的見地から保護が必要であると認められるものの保護に欠けることのないように配慮するものとすること。

## (第二条関係)

### 第二 難民等の認定等

#### 一 難民等の認定

1 難民等保護委員会は、本邦にある外国人又はその代理人から難民等保護委員会規則で定める手続に

より申請があつたときは、その提出した資料に基づき、当該外国人が条約難民、補完的保護対象者又は無国籍者である旨の認定（以下「難民等の認定」という。）を行うことができる。

2 難民等保護委員会は、1の難民等保護委員会規則を定めるに当たっては、1の資料について外国語で作成した資料の提出を認めるほか、1の申請の手続が当該外国人に過重な負担を課するものとならないよう十分に配慮するものとすること。

3 難民等保護委員会は、1の申請に係る外国人の主張及び立証の内容のみでは当該外国人が難民等であることを認めることが困難な場合であつても、当該外国人の供述の全趣旨及び事実の調査の結果に基づき、難民等の認定を行うことができること。この場合においては、その置かれている特殊な諸事情を踏まえて当該外国人に対して過重な負担を課するものとならないようにする観点から、当該外国人に係る本邦外及び本邦における一連の事情を全体的かつ総合的に検討し、事案の実情に即した適切な判断を行うものとすること。

4 難民等保護委員会は、難民等の認定をしたときは、難民等保護委員会規則で定める手続により、当該外国人に対し、条約難民、補完的保護対象者又は無国籍者の区分を明示して、難民等認定証明書を

交付し、その認定をしないときは、当該外国人に対し、理由を付した書面をもつて、その旨を通知すること。

(第三条関係)

二 法務大臣に対する通知

1 難民等保護委員会は、一の1の申請があつたときは、その旨を法務大臣に通知しなければならないこと。

2 難民等保護委員会は、1の通知をしたときは、速やかに、当該申請が次のいずれかに該当すると認められるかどうかを国際連合難民高等弁務官事務所その他の国際機関の見解を踏まえて難民等保護委員会が定める基準に基づき審査し、その結果を法務大臣に通知しなければならないこと。

(1) 明らかに理由がないこと。

(2) 申請者による権利の濫用であること。

3 難民等保護委員会は、一の1の申請に係る処分をしたときは、その旨を法務大臣に通知しなければならないこと。

## (第四条関係)

## 三 難民等認定基準

1 難民等保護委員会は、国際連合難民高等弁務官事務所その他の国際機関の見解を踏まえ、難民等の認定の基準（以下三において「難民等認定基準」という。）を定めるものとすること。

2 難民等認定基準を定めるに当たっては、難民等の保護を国際的な協調及び連帯の下に推進するため、外国政府、国際機関等による難民等の保護に係る判断の状況を考慮し、その内容が難民等の権利利益の一層の保護に資するものとなるよう十分に配慮しなければならないこと。

3 難民等保護委員会は、難民等認定基準を公にしておかなければならぬこと。ただし、特別の支障があるときは、その一部を公にしないことができること。

## (第五条関係)

## 四 在留資格に係る許可

1 法務大臣は、二の3の通知（難民等の認定をする処分に係るものに限る。）を受けた場合であつて当該通知に係る外国人が在留資格未取得外国人（入管法別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をも

つて本邦に在留する者、九の一時庇護許可者で当該一時庇護許可書に記載された期間を経過していないもの及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者以外の者をいう。以下同じ。）であるときは、当該在留資格未取得外国人が次のいずれかに該当する場合を除き、その者に入管法別表第二の定住者の在留資格（6において「定住者の在留資格」という。）の取得を許可すること。

(1) 入管法第二十四条第三号から第三号の五まで又は第四号ハからヨまでに掲げる者のいずれかに該当するとき。

(2) 本邦に入った後に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等处罚に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盜犯等の防止及び处分に関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律第一条若しくは第六条第一項の罪により懲役又は禁錮の刑に処せられたもの

であるとき。

2 法務大臣は、二の3の通知に係る在留資格未取得外国人について、当該通知が難民等の認定をしない処分に係るものであるとき、又は当該通知が難民等の認定をする処分に係るものである場合であつて1による許可をしないときは、当該在留資格未取得外国人が入管法第四十七条の二第三項各号のいずれかに該当するか否かを審査するものとし、該当すると認めるときは、その在留を特別に許可することができる。この場合においては、同条第四項及び第五項の規定を準用すること。

3 法務大臣は、1又は2による許可をすることとしたときは、出入国在留管理庁長官に、当該外国人に対し、その旨を通知させるものとする。この場合において、その通知は、出入国在留管理庁長官が、入国審査官に、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める措置をとらることにより行うものとすること。

- (1) 当該許可に係る外国人が中長期在留者（入管法第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。以下同じ。）となるとき 当該外国人に対する在留カード（同条に規定する在留カードをいう。以下同じ。）の交付

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 当該外国人に対する入管法第二条の二第一項に規定する在留資格及び同条第三項に規定する在留期間を記載した在留資格証明書の交付

4 1又は2による許可は、それぞれ3の(1)又は(2)に定める措置があつた時に、その効力を生ずること。

5 法務大臣は、1又は2による許可をする場合において、当該在留資格未取得外国人が八の1の一時庇護のための上陸の許可、入管法第十三条第一項の規定による仮上陸の許可又は入管法第三章第四節の規定による上陸の許可を受けているときは、当該仮上陸の許可又は上陸の許可を取り消すものとすること。

#### (第六条関係)

6 法務大臣は、難民等の認定を受けている外国人（2の許可により在留資格を取得した者を除く。）

から、入管法第二十条第二項の規定による定住者の在留資格への変更の申請があつたとき、又は入管法第二十二条の二第二項（九において準用する場合を含む。）の規定による定住者の在留資格の取得の申請があつたときは、入管法第二十条第三項本文（入管法第二十二条の二第三項（九において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これを許可するものとする。

ること。

(第七条関係)

## 五 在留資格取得に伴う住居地届出

1 四の1又は四の2による許可を受けて新たに中長期在留者となつた者は、住居地（本邦における主たる住居の所在地をいう。以下同じ。）を定めた日（既に住居地を定めている者にあっては、当該許可の日）から十四日以内に、法務省令で定める手続により、住居地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区又は総合区。以下同じ。）の長に対し、在留カードを提出した上、当該市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、その住居地を届け出なければならないこと。

2 入管法第十九条の七第二項の規定は、1による在留カードの提出があつた場合に準用すること。

3 1の中長期在留者が、在留カードを提出して住民基本台帳法第三十条の四十六又は第三十条の四十七の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなすこと。

(第八条関係)

## 六 本人の出頭義務と代理人による届出等

1 外国人が次のいずれかに掲げる行為をするときは、それぞれに定める場所に自ら出頭して行わなければならないこと。

- (1) 四の3の(1)により交付される在留カードの受領 地方出入国在留管理局
- (2) 五の1による届出又は五の2において準用する入管法第十九条の七第二項の規定により返還される在留カードの受領 住居地の市町村の事務所

2 1の(1)に掲げる行為については、外国人の法定代理人が当該外国人に代わってする場合その他法務省令で定める場合には、1にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しないこと。

3 外国人が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら1の(2)に掲げる行為をすることができない場合には、当該行為は、次のいずれかに掲げる者（十六歳に満たない者を除く。）であつて当該外国人と同居するものが、(1)から(4)までの順位により、当該外国人に代わってしなければならないこと。

- (1) 配偶者  
(2) 子

(3) 父又は母

(4) (1)から(3)までに掲げる者以外の親族

4 1の(2)に掲げる行為については、3の場合のほか、3の(1)から(4)までに掲げる者（十六歳に満たない者を除く。）であつて外国人と同居するものが当該外国人の依頼により当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、1にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しないこと。

## 七 在留資格の取消し

（第九条関係）

1 法務大臣は、入管法別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する外国人で難民等の認定を受けているものについて、偽りその他不正の手段により四の1の(1)及び(2)のいずれにも該当しないものとして四の1の許可を受けたことが判明したときは、法務省令で定める手続により、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができること。

2 入管法第二十二条の四第二項から第九項まで（第七項ただし書を除く。）の規定は1による在留資

格の取消しについて、入管法第六十一条の九の二第一項から第五項までの規定は2において準用する  
入管法第二十二条の四第三項又は第六項の規定による書類の送達について、それぞれ準用することと  
し、この場合における読み替えについて定めること。

#### (第十条関係)

3 法務大臣は、四の2による許可を受けた者であつて入管法別表第一又は別表第二の上欄の在留資格  
をもつて本邦に在留するもの（難民等の認定を受けている者を除く。）について、次に掲げるいずれ  
かの事実が判明したときは、法務省令で定める手続により、当該者が現に有する在留資格を取り消す  
ことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、四の2による許可を受けたこと（当該許可の後、四の2による許  
可又は上陸許可の証印等（入管法第三章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しく  
は許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）又は入管法第四章第二節の規定による許可をいい、  
これらが二以上ある場合には直近のものをいうものとする。）を受けた場合を除く。）。
- (2) 四の2による許可を受けて、新たに中長期在留者となつた者が、当該許可を受けた日から九十日

以内に、出入国在留管理庁長官に、住居地の届出をしないこと（届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）。

4 入管法第二十二条の四第二項から第九項まで（第七項ただし書を除く。）の規定は3による在留資格の取消しについて、入管法第六十一条の九の二の規定は4において準用する入管法第二十二条の四第三項又は第六項の規定による書類の送達について、それぞれ準用することとし、この場合における読み替えについて定めること。

#### （第十一条関係）

### 八 一時庇護のための上陸の許可

1 入国審査官は、船舶又は航空機に乗つている外国人から法務省令・難民等保護委員会規則で定めるところにより4の前段又は5による許可（以下「一時庇護のための上陸の許可」という。）の申請があつたときは、直ちに、その旨を難民等保護委員会に通知しなければならないこと。

2 1の法務省令・難民等保護委員会規則を定めるに当たっては、1の申請の手続が当該外国人に過重な負担を課するものとならないよう十分に配慮するものとすること。

3 1の通知を受けた難民等保護委員会は、当該外国人が明らかに難民等に該当しないと認められるかどうかを審査して、その結果を入国審査官に通知しなければならないこと。

4 入国審査官は、難民等保護委員会から当該外国人が明らかに難民等に該当しないとは認められない旨の通知を受けた場合において、当該外国人が次に掲げる上陸のための条件のいずれにも適合していると認定したときは、当該外国人に対し、一時庇護のための上陸を許可するものとすること。この場合においては、入管法第九条第二項の規定を準用すること。

(1) 当該外国人（②の者を除く。）が入管法第五条第一項第一号、第二号及び第四号から第十四号までにいづれにも該当しないこと。

(2) 入管法第五条の二の規定の適用を受ける外国人にあつては、当該外国人が同条に規定する特定の事由によつて入管法第五条第一項第四号、第五号、第七号、第九号又は第九号の二に該当する場合であつて、当該事由以外の事由によつては同項第一号、第二号及び第四号から第十四号までのいずれにも該当しないこと。

5 4の場合のほか、入国審査官は、難民等保護委員会から当該外国人が明らかに難民等に該当しない

とは認められない旨の通知を受けた場合において、当該外国人を一時的に上陸させることが相当であると思料するときは、当該外国人に対し、一時庇護のための上陸を許可することができる。

6 入国審査官は、一時庇護のための上陸の許可に係る審査のために必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の個人によつては認識することができない方式をいう。）によって個人識別情報（指紋、写真その他の個人を識別することができる情報として法務省令で定めるものをいう。）を提供させることができる」と。

7 一時庇護のための上陸の許可を与える場合には、入国審査官は、当該外国人に一時庇護許可書を交付しなければならないこと。

8 一時庇護のための上陸の許可を与える場合には、入国審査官は、法務省令で定めるところにより、難民等保護委員会の意見を聴いて、当該外国人に対し、上陸期間、住居及び行動範囲の制限その他必要と認める条件を付することができる」と。

9 8により条件を付する場合において、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動をしな

ければ当該外国人が一時庇護のための上陸の許可に係る上陸期間中の最低限度の生活の維持を図るのに困難を生ずるおそれがあると難民等保護委員会が認めるときは、入国審査官は、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動であつて当該外国人が一時庇護のための上陸の許可に係る上陸期間中の最低限度の生活を維持するために必要なものを妨げる条件を付してはならないこと。

#### (第十二条関係)

#### 九 一時庇護許可者の在留資格の取得

入管法第二十二条の二第二項から第四項までの規定は、一時庇護のための上陸の許可を受けた外国人（以下「一時庇護許可者」という。）で入管法別表第一又は別表第二の上欄の在留資格のいずれかをもつて在留しようとするものに準用することとし、この場合における読み替えについて定めること。

#### (第十三条関係)

#### 十 一時庇護許可者の在留資格取得に伴う住居地届出

1 九において準用する入管法第二十二条の二第三項において準用する入管法第二十条第三項本文又は九において準用する入管法第二十二条の二第四項において準用する入管法第二十二条第一項の規定に

よる許可を受けて新たに中長期在留者となつた者は、住居地を定めた日（既に住居地を定めている者にあつては、当該許可の日）から十四日以内に、法務省令で定める手続により、住居地の市町村の長に対し、在留カードを提出した上、当該市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、その住居地を届け出なければならないこと。

2 五の2及び五の3は、1の場合について準用すること。

3 一時庇護許可者が、九において準用する入管法第二十二条の二第二項の規定による申請をするに際し、法務大臣に対し、住民基本台帳法第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出したときは、九において準用する入管法第二十二条の二第三項において準用する入管法第二十条第三項本文の規定による許可又は九において準用する入管法第二十二条の二第四項において準用する入管法第二十二条第二項の規定による許可があつた時に、1による届出があつたものとみなすこと。

## 十一 一時庇護許可書の携帯及び提示

（第十四条関係）

1 一時庇護許可者は、常に一時庇護許可書を携帯していなければならないこと。

2 一時庇護許可者は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官その他法務省令で定める国又は地方公共団体の職員が、その職務の執行に当たり、一時庇護許可書の提示を求めたときは、これを提示しなければならないこと。

3 2の職員は、一時庇護許可書の提示を求める場合には、その身分を示す証票を携帯し、請求があるときは、これを提示しなければならないこと。

4 十六歳に満たない外国人は、1にかかわらず、一時庇護許可書を携帯することを要しないこと。

5 一時庇護許可者については、入管法第二十三条の規定（これに係る罰則を含む。）は、適用しないこと。

#### （第十五条関係）

### 十二 本人の出頭義務と法定代理人による申請等

1 外国人が九において準用する入管法第二十二条の二第四項において準用する入管法第二十二条第一項若しくは九において準用する入管法第二十二条の二第二項の規定による申請又は九において準用す

る入管法第二十二条の二第三項において準用する入管法第二十条第四項第一号若しくは九において準用する入管法第二十二条の二第四項において準用する入管法第二十二条第三項の規定により交付される在留カードの受領をするときは、地方出入国在留管理局に自ら出頭して行わなければならないこと。

2 六の2は、1の場合に準用すること。

#### (第十六条関係)

### 十三 仮滞在の許可

1 法務大臣は、難民等保護委員会から一の1の申請が二の2の(1)及び(2)のいずれにも該当しないと認められる旨の通知を受けた場合であつて、当該通知に係る外国人が在留資格未取得外国人であるときは、当該在留資格未取得外国人が次のいずれかに該当する場合を除き、その者に仮に本邦に滞在することを許可するものとすること。ただし、その者が入管法第十三条第六項に規定する仮上陸許可者収容許可状、入管法第三十九条第一項に規定する容疑者収容許可状又は入管法第五十二条第六項に規定する退去強制対象者収容許可状の発付を受けて収容されている間は、この限りでないこと。

(1) 入管法第十三条第一項の規定による仮上陸の許可を受けているとき。

(2) 入管法第十四条第一項の規定による寄港地上陸の許可、入管法第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による船舶観光上陸の許可、入管法第十五条第一項若しくは第二項の規定による通過上陸の許可、入管法第十六条第一項若しくは第二項の規定による乗員上陸の許可、入管法第十七条第一項の規定による緊急上陸の許可又は入管法第十八条第一項若しくは第二項の規定による遭難による上陸の許可を受け、旅券（入管法第二条第五号に規定する旅券をいう。）又は当該許可書に記載された期間を経過していないとき。

- (3) 1による許可（以下「仮滞在の許可」という。）を受けているとき。
- (4) 入管法第二十二条の二第一項の規定により本邦に在留することができるとき。
- (5) 入管法第五十二条第六項に規定する退去強制対象者収容許可状の発付を受けて収容されている期間が六月に達したことにより放免されているとき。
- (6) 入管法第五十二条第十一項の規定により放免されているとき。
- (7) 本邦に入った時に、入管法第五条第一項第四号から第十四号までに掲げる者のいずれかに該当していたとき。

(8) 入管法第二十四条第三号から第三号の五まで又は第四号ハからヨまでに掲げる者のいづれかに該当すると疑うに足りる相当の理由があるとき。

(9) 本邦に入った後に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等处罚に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盜犯等の防止及び处分に関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪により懲役又は禁錮の刑に処せられたものであるとき。

2 法務大臣は、仮滞在の許可をする場合には、法務省令で定めるところにより、当該仮滞在の許可に係る滞在期間（以下「仮滞在期間」という。）を決定し、入国審査官に、当該在留資格未取得外国人に対し当該仮滞在期間を記載した仮滞在許可書を交付せるものとすること。この場合において、当該仮滞在の許可は、当該交付のあつた時に、その記載された内容をもつて効力を生ずること。

3 法務大臣は、仮滞在の許可をする場合には、法務省令で定めるところにより、難民等保護委員会の意見を聴いて、当該在留資格未取得外国人に対し、住居及び行動範囲の制限、活動の制限、呼出しに對する出頭の義務その他必要と認める条件を付し、かつ、必要があると認める場合は、指紋を押なつさせることができること。この場合においては、八の9を準用すること。

4 法務大臣は、仮滞在の許可を受けた外国人（以下「仮滞在許可者」という。）から仮滞在期間の更新の申請があつたときは、これを許可するものとすること。この場合においては、2を準用すること。

5 仮滞在許可者が次のいずれかの事由に該当することとなつたときは、当該仮滞在許可者に係る仮滞在期間（4により更新された仮滞在期間を含む。以下同じ。）は、当該事由に該当することとなつた時に、その終期が到来したものとすること。

- (1) 難民等の認定をしない処分（一の1の申請が二以上あるときは、他の一の1の申請に係る難民等の認定に先立つて行われた当該処分を除く。）につき、行政不服審査法の規定による審査請求（以下5及び十八において「審査請求」という。）がなくて同法第十八条第一項本文の期間が経過したとき又は審査請求があつた場合であつて当該審査請求が取り下げられ、若しくはこれを却下し若し

くは棄却する旨の裁決があつたときであつて、次のいずれかに該当すること。

- ① 当該処分に係る行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分の取消しの訴えが提起されことなく同法第十四条第一項又は第二項の規定により訴えを提起することができる期間が経過したときは。

- ② 当該処分に係る行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分の取消しの訴えが提起された場合であつて、当該訴えが取り下げられ、又は当該訴えを却下し若しくは訴状を却下する裁判若しくは当該訴えに係る請求を棄却する判決が確定したとき。

- (2) 難民等の認定（一の1の申請が二以上あるときは、他の一の1の申請に係る難民等の認定に先立つて行われた難民等の認定を除く。）がされた場合においてなされた四の1及び四の2による許可をしない処分につき、(1)の①又は②のいずれかに該当すること。

- (3) 十四による仮滞在の許可の取消しの処分につき、(1)の①又は②のいずれかに該当すること。

- (4) 一の1の申請（当該申請が二以上あるときは、これらの申請の全て）が取り下げられたこと。

#### 十四 仮滞在の許可の取消し

法務大臣は、仮滞在許可者について、次に掲げるいずれかの事実が判明したときは、法務省令で定める手続により、当該仮滞在の許可を取り消すことができる。ただし、(3)又は(4)に掲げる事実については、法務省令で定める手続により、あらかじめ、難民等保護委員会の確認を受けなければならないこと。

- (1) 仮滞在の許可を受けた当時十三の1の(5)から(9)までのいずれかに該当していたこと。
- (2) 仮滞在の許可を受けた後に十三の1の(8)又は(9)に該当することとなつたこと。
- (3) 十三の3に基づき付された条件に違反したこと。
- (4) 不正に難民等の認定を受ける目的で、偽造若しくは変造された資料若しくは虚偽の資料を提出し、又は虚偽の陳述をし、若しくは関係人に虚偽の陳述をさせたこと。
- (5) 入管法第二十五条の出国の確認を受けるための手続をしたこと。

#### (第十八条関係)

#### 十五 仮滞在許可書の携帯及び提示

1 仮滞在許可者は、常に仮滞在許可書を携帯していなければならないこと。

2 十一の2から5までは、仮滞在許可者及び仮滞在許可書について準用すること。

#### (第十九条関係)

### 十六 退去強制手続との関係

1 四の1又は四の2による許可を受けた外国人については、当該外国人が当該許可を受けた時に入管法第二十四条各号のいずれかに該当していたことを理由としては、入管法第五章に規定する退去強制の手続（入管法第六十三条第一項の規定に基づく退去強制の手続を含む。以下十六において同じ。）を行わないこと。

2 仮滞在許可者については、入管法第二十四条各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当の理由がある場合であっても、当該仮滞在の許可に係る仮滞在期間が経過するまでの間は、入管法第五章に規定する退去強制の手続を停止するものとすること。

3 二の1の通知に係る在留資格未取得外国人（入管法第二十四条第三号の二又は第三号の三に該当する者を除く。）で、仮滞在の許可を受けていないもの（一の1の申請を同一の事情に基づき二回以上

にわたり行つた者として難民等保護委員会が認めるものを除く。）又は当該仮滞在の許可に係る仮滞在期間が経過することとなつたもの（十三の5の(1)、(2)及び(4)に該当するものを除く。）について、入管法第五章に規定する退去強制の手続を行う場合には、十三の5の(1)及び十三の5の(2)に掲げるいずれかの事由に該当することとなるまでの間は、入管法第五十二条第三項の規定による送還（同項ただし書の規定による引渡し及び入管法第五十九条の規定による送還を含む。）を停止するものとすること。

4 入管法第四十七条の二第三項、第四十八条の二第二項及び第五十条第一項の規定は、仮滞在許可者で十三の5の(1)若しくは(2)のいずれかに該当することとなつたもの又は3の者に対する入管法第五章に規定する退去強制の手続については、適用しないこと。

#### （第二十条関係）

### 十七 難民等の認定の取消し

1 難民等保護委員会は、本邦に在留する外国人で条約難民である旨の認定を受けている者について、次に掲げるいずれかの事実が判明したときは、難民等保護委員会規則で定める手続により、その条約

難民である旨の認定を取り消すものとすること。

- (1) 条約難民に該当しない者が偽りその他不正の手段により条約難民である旨の認定を受けたこと。
- (2) 難民条約第一条C(1)から(6)までのいずれかに掲げる場合に該当することとなつたこと。
  - (3) 条約難民である旨の認定を受けた後に、難民条約第一条F(a)又は(c)に掲げる行為を行つたこと。
    - 2 難民等保護委員会は、1により条約難民である旨の認定を取り消す場合には、当該外国人に対し、理由を付した書面をもつて、その旨を通知するとともに、当該外国人に係る難民等認定証明書がその効力を失つた旨を官報に告示すること。
    - 3 2により条約難民である旨の認定の取消しの通知を受けたときは、難民等認定証明書の交付を受けている外国人は、速やかに難民等保護委員会に当該難民等認定証明書を返納しなければならないこと。
    - 4 難民等保護委員会は、1により条約難民である旨の認定を取り消したときは、その旨を出入国在留管理庁長官に通知しなければならないこと。
  - 5 難民等保護委員会は、本邦に在留する外国人で補完的保護対象者である旨の認定を受けている者に

(第二十一条関係)

ついて、次に掲げるいずれかの事実が判明したときは、難民等保護委員会規則で定める手続により、その補完的保護対象者である旨の認定を取り消すものとすること。

(1) 補完的保護対象者に該当しない者が偽りその他不正の手段により補完的保護対象者である旨の認定を受けたこと。

(2) 難民条約第一条C(1)から(6)までのいずれかに掲げる場合に相当する場合として難民等保護委員会規則で定めるものに該当することとなつたこと。

(3) 補完的保護対象者である旨の認定を受けた後に、難民条約第一条F(a)又は(c)に掲げる行為に相当する行為として難民等保護委員会規則で定めるものを行つたこと。

(4) (2)及び(3)に掲げるもののほか、国際連合難民高等弁務官事務所その他の国際機関の見解を踏まえ保護を与える必要がないものとして難民等保護委員会規則で定める場合に該当すること。

6 2から4までは、5の場合に準用すること。

#### (第二十二条関係)

7 難民等保護委員会は、本邦に在留する外国人で無国籍者である旨の認定を受けている者について、

次に掲げるいずれかの事実が判明したときは、難民等保護委員会規則で定める手続により、その無国籍者である旨の認定を取り消すものとすること。

- (1) 無国籍者に該当しない者が偽りその他不正の手段により無国籍者である旨の認定を受けたこと。
- (2) 無国籍者である旨の認定を受けた後に、難民条約第一条F(a)又は(c)に掲げる行為に相当する行為として難民等保護委員会規則で定めるものを行つたこと。

(3) (2)に掲げるもののほか、国際連合難民高等弁務官事務所その他の国際機関の見解を踏まえ保護を与える必要がないものとして難民等保護委員会規則で定める場合に該当すること。

8 2から4までは、7の場合に準用すること。

## 十八 難民等の認定等に係る審査請求の方式

次に掲げる処分又は不作為についての審査請求は、難民等保護委員会規則で定めるところにより、文書又は口頭でできること。

- (1) 難民等の認定をしない処分

(第二二二三条関係)

(2) 一の1の申請に係る不作為

(3) 十七の1、十七の5又は十七の7による難民等の認定の取消し

(第二十四条関係)

#### 十九 難民等に関する永住許可の特則

難民等の認定を受けている者から入管法第二十二条第一項の永住許可の申請があつた場合には、法務大臣は、同条第二項本文の規定にかかわらず、その者が同項第二号に適合しないときであつても、これを許可することができる。

(第二十五条関係)

#### 二十 難民旅行証明書

1 出入国在留管理庁長官は、本邦に在留する外国人で条約難民又は補完的保護対象者である旨の認定を受けている者が出国しようとするときは、法務省令で定める手続により、その者の申請に基づき、条約難民又は補完的保護対象者の区分を明示して、難民旅行証明書を交付するものとすること。ただし、出入国在留管理庁長官においてその者が日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認める場合は、この限りでないこと。

- 2 1により難民旅行証明書の交付を受ける外国人（条約難民である旨の認定を受けている者に限る。）で、外国の難民旅行証明書を所持するものは、その交付を受ける際に当該外国の難民旅行証明書を出入国在留管理庁長官に提出しなければならないこと。
- 3 1の難民旅行証明書の有効期間は、五年とすること。
- 4 1の難民旅行証明書の交付を受けている者は、当該難民旅行証明書の有効期間内は本邦に入国し、及び出国することができる。この場合において、入国については、入管法第二十六条第一項の規定による再入国の許可を要しないこと。
- 5 4の場合において、出入国在留管理庁長官は、特に必要があると認めるときは、三月以上五年未満の範囲内で、当該難民旅行証明書により入国することができることのできる期限を定めることができる。
- 6 出入国在留管理庁長官は、1の難民旅行証明書の交付を受けて出国した者について、当該難民旅行証明書の有効期間内に入国することができない相当の理由があると認めるときは、その者の申請に基づき、六月を超えない範囲内で、当該難民旅行証明書の有効期間を延長することができる。
- 7 6の延長は、当該難民旅行証明書にその旨を記載して行うものとし、その事務は、入管法第二条第

四号に規定する日本国領事官等に委任するものとすること。

8 出入国在留管理庁長官は、1の難民旅行証明書の交付を受けている者について十七の4（十七の6において準用する場合を含む。）の通知があつたときは、その者に係る難民旅行証明書が効力を失つた旨を、その者に対し書面をもつて通知するとともに、官報に告示すること。

9 8による通知を受けた者は、速やかに出入国在留管理庁長官に当該難民旅行証明書を返納しなければならないこと。

10 出入国在留管理庁長官は、1の難民旅行証明書の交付を受けている者が日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるときは、その者が本邦にある間において、法務省令で定めるところにより、その者に対して、期限を付して、その所持する難民旅行証明書の返納を命ずることができること。

11 10により返納を命ぜられた難民旅行証明書は、その返納があつたときは当該返納の時に、10の期限までに返納がなかつたときは当該期限を経過した時に、その効力を失うこと。この場合において、10の期限までに返納がなかつたときは、出入国在留管理庁長官は、当該難民旅行証明書がその効力を失

つた旨を官報に告示すること。

(第二十六条関係)

二十一 退去強制令書の発付に伴う難民旅行証明書の返納等

1 本邦に在留する外国人で難民等の認定を受けているものが、入管法第四十七条第六項、第四十七条の二第十項（入管法第四十八条の二第三項において準用する場合を含む。）、第四十八条第十項若しくは第四十九条第六項の規定により、又は入管法第六十三条第一項の規定に基づく退去強制の手続において入管法第五十一条に規定する退去強制令書の発付を受けたときは、当該外国人は、速やかに入国在留管理庁長官にその所持する二十の1の難民旅行証明書を返納しなければならないこと。

2 本邦に在留する外国人で難民等の認定を受けているものが入管法第五十二条第三項又は第五十九条の規定により送還されるときは、当該外国人は、難民等保護委員会規則で定めるところにより、速やかに難民等保護委員会にその所持する難民等認定証明書を返納しなければならないこと。

(第二十七条関係)

二十二 事実の調査

1 難民等保護委員会は、難民等の認定又は十七の1、十七の5若しくは十七の7による難民等の認定の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には、調査官に事実の調査をさせることができること。

2 1の事実の調査は、次に掲げる事項を旨として行われなければならないこと。

(1) 我が国が締結した条約その他の国際約束及び確立された国際法規に基づき、かつ、国際連合、国際連合難民高等弁務官事務所その他の国際機関の見解を踏まえ、公正かつ中立に行うこと。

(2) 当該外国人が所在していた領域の状況を調査するに当たっては、外務大臣、国際連合、国際連合難民高等弁務官事務所その他の国際機関、外国政府、民間の団体等からできる限り正確かつ最新の情報を収集し、並びにそれらの情報について整理及び分析をした結果を活用し、当該領域の状況を適切に把握すること。

(3) 調査に伴う当該外国人の心理的な負担が過重なものとならないよう配慮しつつ、言語、社会、文化等の相違を踏まえ、当該外国人と十分な意思疎通を図ること。

3 調査官は、1の事実の調査に当たつては、難民等保護委員会規則で定める場合を除き、当該外国人

との面接によりその事情を聴取しなければならないこと。この場合において、当該外国人が日本語に通じないときは、通訳人を付さなければならぬこと。

4 3の面接に当たつては、当該外国人又はその代理人は、当該外国人に係る1の処分について、意見を述べ、及び日本語又は外国語で作成した資料を提出することができること。

5 国際連合難民高等弁務官事務所の職員は、難民等保護委員会規則で定めるところにより、3の面接に立ち会うことができるここと。

6 3の面接に当たつては、調査官は、当該外国人の供述及び当該面接の状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録媒体に記録しておかなければならぬこと。ただし、当該外国人がこれに同意しない場合その他記録しないことがやむを得ない場合として難民等保護委員会規則で定める場合は、この限りでないこと。

7 難民等保護委員会は、1の処分を適正に行つたため、必要に応じ、6の記録を活用するものとすること。

8 調査官は、1の事実の調査のため必要があるときは、関係人に對し出頭を求め、質問をし、又は文

書の提示を求めることができること。

- 9 難民等保護委員会又は調査官は、1の事実の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができること。

(第二十八条関係)

### 二十三 標準処理期間

難民等保護委員会は、1の申請がされてから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定め、適当な方法により公にしておかなければならぬこと。  
(第二十九条関係)

### 二十四 審査の進行状況等に関する情報の提供

難民等保護委員会は、難民等の認定の申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならないこと。  
(第三十条関係)

## 第三 難民等保護委員会

### 一 設置

国家行政組織法第三条第一項の規定に基づいて、法務省の外局として、難民等保護委員会（以下「委

員会」という。)を設置すること。

(第三十一条関係)

## 二 任務

委員会は、公正かつ適正な難民等の認定その他難民等及び難民等の認定の申請者の権利利益の保護を行うことを任務とすること。

(第三十二条関係)

## 三 所掌事務

- 1 委員会は、二の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどること。
  - (1) 難民等の認定に関すること。
  - (2) 一時庇護のための上陸の許可に関すること（入国審査官が行うべき事務を除く。）。
  - (3) 仮滞在の許可に関すること（法務大臣及び入国審査官が行うべき事務を除く。）。
  - (4) 第四の四の3により法務大臣に意見を述べること。
  - (5) 生活維持費の支給に関すること（法務大臣が行うべき事務を除く。）。
  - (6) 所掌事務に係る国際協力に関すること。
  - (7) (1)から(6)までに掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。

(8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属された事務

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるとときは、関係行政機関の長に対し、難民等の保護に関する事項について勧告し、及びその勧告に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。

#### 四 職権行使の独立性

委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行うこと。

（第三十四条関係）

#### 五 組織等

1 委員会は、委員長及び委員十二人をもつて組織すること。

2 委員のうち六人は、非常勤とすること。

3 委員長及び委員は、人格が高潔で識見が高く、かつ、難民等の保護に関し公正な判断をすることができる者であつて、次の各号に掲げるもののうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命す

ること。

- (1) 難民等の保護に関する学識経験のある者
  - (2) 法律に関する学識経験のある者
  - (3) 國際情勢に関する学識経験のある者
  - (4) 難民等の保護に関する活動を行う民間の団体の実務に関して十分な知識と経験を有する者
- 4 3により委員長及び委員に任命される者の数は、3の(1)から(4)までに掲げる者につき、それぞれ三人以上でなければならないこと。

## 六 任期等

(第三十五条関係)

- 1 委員長及び委員の任期は、五年とすること。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とすること。
- 2 委員長及び委員は、再任されることができること。
- 3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続

きその職務を行うものとすること。

4 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、五の3にかかわらず、五の3に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができること。この場合においては、五の4を準用すること。

5 4の前段の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならないこと。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならないこと。

## 七 身分保障

委員長及び委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることはないこと。

(1) 破産手続開始の決定を受けたとき。

(第三十六条関係)

- (2) この法律の規定に違反して刑に処せられたとき。
- (3) 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (4) 委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

## 八 罷免

内閣総理大臣は、委員長又は委員が七の(1)から(4)までのいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならないこと。

(第三十八条関係)

## 九 委員長

- 1 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表すること。
- 2 委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならぬこと。

(第三十九条関係)

## 十 会議

- 1 委員会の会議は、委員長が招集すること。
- 2 委員会は、委員長及び六人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができないこと。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによること。
- 4 七の(4)による認定をするには、3にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならないこと。
- 5 委員長に事故がある場合の2の適用については、九の2の委員長を代理する者は、委員長とみなすこと。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、国際連合難民高等弁務官事務所の職員その他の関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができること。

## 十一 専門委員

(第四十条関係)

- 1 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができるること。
  - 2 専門委員は、委員会の申出に基づいて法務大臣が任命すること。
  - 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとすること。
  - 4 専門委員は、非常勤とすること。
- ## 十二 事務局の組織
- 1 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置くこと。
  - 2 事務局に、事務局長のほか、調査官、相談員その他所要の職員を置くこと。
  - 3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理すること。
  - 4 調査官は、委員会の所掌事務に関する事実の調査に関する事務に従事すること。
  - 5 調査官は、委員会の所掌事務に関する専門的な知識経験を有する者のうちから、委員会が任命すること。
  - 6 相談員は、委員会の所掌事務に関する相談及び国際連合難民高等弁務官事務所による援助を必要と

する者に対する国際連合難民高等弁務官事務所の紹介に関する事務に従事すること。

(第四十二条関係)

### 十三 地方事務所

- 1 委員会の事務局の地方機関として、所要の地に地方事務所を置くこと。
- 2 1の地方事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定めること。
- 3 1の地方事務所には、所要の地にその支所を置き、地方事務所の事務を分掌させることができること。
- 4 3の支所の名称、位置及び管轄区域は、法務省令で定めること。
- 5 地方事務所又はその支所の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、地方事務所又はその支所の出張所を置くことができること。
- 6 地方事務所又はその支所の出張所の名称、位置及び管轄区域は、法務省令で定めること。

(第四十三条関係)

### 十四 政治運動等の禁止

1 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならないこと。

2 委員長及び常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならないこと。

(第四十四条関係)

## 十五 秘密保持義務

委員長、委員、専門委員及び事務局の職員は、職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盜用してはならないこと。その職務を退いた後も、同様とすること。

(第四十五条関係)

## 十六 給与

委員長及び委員の給与は、別に法律で定めること。

(第四十六条関係)

## 十七 規則の制定

委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、難民等保護委員会規則を制定することができるのこと。

(第四十七条関係)

## 十八 資料の提出等の要求

委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる」と。

(第四十八条関係)

## 十九 国会に対する報告

委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならないこと。

(第四十九条関係)

## 二十 委員会の運営

この法律に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定めること。

(第五十条関係)

## 第四 生活支援

### 一 基本理念

難民等（難民等の認定の申請者を含む。以下一、第五の一及び二において同じ。）に対する生活上の支援（以下「生活支援」という。）に関する施策は、難民等が地域社会において適切に日常生活及び社

会生活を営むことができるよう、地域社会の理解と協力を得つつ、総合的かつ一体的に行わなければならないこと。

(第五十一条関係)

## 二 国の責務

1 国は、一の基本理念（三において「基本理念」という。）にのつとり、生活支援に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとすること。

2 国は、1の施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講ずるよう努めるものとすること。

(第五十二条関係)

## 三 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのつとり、生活支援に関し、その地域の実情に応じた施策を策定し、及び実施するものとすること。

(第五十三条関係)

## 四 生活支援基本計画

1 政府は、生活支援に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、生活支援に関する施策の基本となるべき計画（以下四において「生活支援基本計画」という。）を定めなければならないこと。

2 生活支援基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとすること。

(1) 生活支援に関する基本的な方針

(2) 次に掲げる生活支援に係る施策の実施に関する事項

- ① 日常生活及び社会生活に関する相談への対応、日本語の習得の援助その他日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするために必要な施策
- ② 健康診断の実施、医療の提供その他保健及び医療の確保を図るために必要な施策
- ③ 公営住宅（公営住宅法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）等の供給その他居住の安定を図るために必要な施策
- ④ 職業訓練の実施、就職のあっせんその他雇用の機会の確保を図るために必要な施策
- ⑤ 就学の円滑化、教育の充実その他必要な教育を受けるができるようするするために必要な施策
- ⑥ 一定期間にわたり、宿泊場所の供与、食事の提供その他日常生活を営むのに必要な便宜の供与を受けることができるようするために必要な施策

策

- (3) 生活支援を行う民間の団体との連携及び当該団体に対する援助に関する事項
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、生活支援に関する施策を総合的かつ一体的に実施するために必要な事項

3 法務大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、委員会の意見を聴いて、生活支援基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこと。

4 法務大臣は、3による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、生活支援基本計画を国会に報告するとともに、公表しなければならないこと。

5 3及び4は、生活支援基本計画の変更について準用すること。

#### （第五十四条関係）

### 五 生活維持費の支給

国は、一時庇護許可者又は仮滞在許可者が最低限度の生活の維持を図るのに困難を生ずるおそれがあると委員会が認める場合には、これらの者に対し、法務省令・難民等保護委員会規則で定めるところにより、一時庇護のための上陸の許可に係る上陸期間又は仮滞在期間中の最低限度の生活を維持するため

に必要な費用を支給することができるのこと。

(第五十五条関係)

## 六 民間の団体の能力の活用等

国及び地方公共団体は、生活支援に関する施策を実施するに当たっては、生活支援について民間の団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとすること。

(第五十六条関係)

## 七 国及び地方公共団体の連携

国及び地方公共団体は、生活支援に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとすること。

(第五十七条関係)

## 第五 雜則

### 一 難民等の保護に職務上関係のある者による配慮等

1 難民等の保護に職務上関係のある者は、その職務を行うに当たっては、難民等の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、難民等の人権に十分な配慮をしなければならないこと。

2 国は、難民等の保護に職務上関係のある者に対し、難民等の人権に関する理解を深めさせ、並びに

難民等の保護を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための研修及び訓練の実施に関し必要な措置を講ずるものとすること。

#### （第五十八条関係）

### 二 教育及び啓発

国及び地方公共団体は、難民等の保護に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとすること。

#### （第五十九条関係）

### 三 事実の調査

1 法務大臣又は出入国在留管理庁長官は、第二の四の1若しくは第二の四の2、第二の四の6若しくは第二の十三の1による許可、第二の十四による許可の取消し又は第二の九において準用する入管法第二十二条の二第三項において準用する入管法第二十条第三項本文、第二の九において準用する入管法第二十二条の二第四項において準用する入管法第二十二条第二項若しくは第二の十九による許可に関する処分を行うため必要がある場合には入国審査官に、第二の七の1又は第二の七の3による在留資格の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には入国審査官又は入国警備官に、それぞれ事

実の調査をさせることができること。

- 2 入国審査官又は入国警備官は、1の調査のため必要があるときは、外国人その他の関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができること。

- 3 法務大臣、出入国在留管理庁長官、入国審査官又は入国警備官は、1の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができること。

#### （第六十条関係）

### 四 情報提供

- 1 委員会は、この法律に規定する難民等の保護の職務に相当する職務を行う外国の当局（以下四において「外国当局」という。）に対し、その職務（この法律に規定する難民等の保護の職務に相当するものに限る。2において同じ。）の遂行に資すると認める情報を提供することができること。

- 2 1による情報の提供については、当該情報が当該外国当局の職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されないよう適切な措置がとられなければならないこと。

- 3 委員会は、外国当局からの要請があつたときは、2にかかわらず、次のいずれかに該当する場合を

除き、1により提供した情報を当該要請に係る外国の刑事事件の捜査又は審判（以下この項において「捜査等」という。）に使用することについて同意をすることができる」と。

(1) 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

(2) 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。

(3) 日本国が行う同種の要請に応する旨の当該要請に係る外国の保証がないとき。

4 委員会は、3の同意をする場合においては、あらかじめ、3の(1)及び3の(2)に該当しないことについて法務大臣の確認を、3の(3)に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならぬこと。

5 委員会は、国際連合難民高等弁務官事務所に対し、難民条約第三十五条2の範囲内で、我が国における条約難民の保護の状況に関する情報を提供することができる」と。

## 五 その他

身柄の引渡し、刑事訴訟法の特例、手数料、事務の区分、難民等保護委員会規則等の委任、権限の委任等について所要の規定を設けること。

(第六十二条から第六十八条まで関係)

## 第六 罰則

1 一時庇護許可者で、当該一時庇護許可書に記載された期間を経過して本邦に残留する罪を犯した者については、次に該当することの証明があつたときは、その刑を免除すること。

- (1) 条約難民又は補完的保護対象者であること。
- (2) (1)の条約難民又は補完的保護対象者に係る領域においてその生命、身体、身体の自由又はその他難民条約第一条A(2)若しくは市民的及び政治的権利に関する国際規約第七条の規定により保護された権利利益を害されるおそれがあることにより、当該罪に係る行為をしたものであること。

(第七十条関係)

2 その他所要の罰則規定を設けること。

(第六十九条及び第七十一条から第八十条まで関係)

## 第七 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。  
ただし、二は、公布の日から施行すること。  
  
(附則第一条関係)
- 二 この法律の施行に伴う経過措置及び関係法律の整備その他必要な事項については、別に法律で定める  
こと。  
  
(附則第二条関係)